

共済  
NEWS

公告広報

No.114

## 公 告

平成24年三職共公告第8号

### 定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成24年5月23日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 河上 敢 二

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭 一 郎
電 話	(059)-228-2938

## 三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条中「20 日」を「30 日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 27 条中「選挙の日」の次に「(次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加える。

第 28 条第 1 項中「この項」の次に「から第 3 項まで」を加え、「、前任の理事」を「、第 17 条本文の規定による選挙の日以後前任の理事」に改め、「(議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、当該選挙の日)」を削り、「行なう。」を「行う。」に改め、同項ただし書きを削り、同条第 7 項を同条第 10 項とし、同条第 6 項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項中「行なう」を「行う」に、「場合において、」を「場合における」に改め、「選挙の日」の次に「(次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加え、「前任の」を「、前任の」に改め、同項を同条第 8 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

第 28 条第 4 項中「第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 6 項とする。

ただし、第 2 項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

第 28 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第 17 条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から 10 日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ 10 日以

内に行うことができる。

第 33 条第 4 項中「。以下「改正前の施行令」という。」を削る。

第 45 条のみだし中「立会」を「立会い」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日公告第 8 号）

この変更は、公告の日から施行する。

三重県市町村職員共済組合定款新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(任期満了による選挙)</p> <p>第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前<u>30日</u>以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 役員任期は、選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、<u>第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日</u>)から起算する。</p> <p>(役員選挙)</p> <p>第28条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)による選挙は、<u>第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。</u></p> <p>4 <u>理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。</u></p> <p>6 <u>第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。</u></p>	<p>(任期満了による選挙)</p> <p>第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前<u>20日</u>以内に行なう。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行なうことができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 役員任期は、選挙の日から起算する。</p> <p>(役員選挙)</p> <p>第28条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。)による選挙は、<u>前任の理事の任期満了の日の翌日(議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、当該選挙の日)から10日以内に行なう。ただし、災害その他やむを得ない事由のため10日以内に行なうことができないときは、その事由がやんだ日から10日以内に行なわなければならない。</u></p> <p>2 <u>理事に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。</u></p>

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。

10 （略）

（組合員の種別）

第33条 （略）

2・3 （略）

4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。

5～10 （略）

（監査の立会い）

第45条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

5 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行なう。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行なうことができる。この場合において、前条の規定の適用については、同条中「選挙の日」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

6 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。

7 （略）

（組合員の種別）

第33条 （略）

2・3 （略）

4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「改正前の施行令」という。）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。

5～10 （略）

（監査の立会い）

第45条 監事が監査を行なう場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。